

諸外国のCodex活動における透明かつ積極的な ステークホルダーの関与を促進するためのInternet活用の動向

豊福 肇, 窪田邦宏, 森川 馨

Trends on the Utilization of Internet for Facilitating Transparent and More Active Stakeholder Participation in the Codex Process in Several Countries

Hajime Toyofuku[#], Kunihiro Kubota, Kaoru Morikawa

Codex standards have become the benchmarks against which national food safety control measures and regulations are evaluated within the legal parameters of the World Trade Organization (WTO) Agreements.

For this reason, high-level representation at meetings of the Codex Alimentarius Commission, its related committees and ad hoc intergovernmental task forces continue to be a priority for many governments. Opportunities broaden for stakeholder input towards the development of government positions for all Codex work through the national Codex website. Some countries utilize a national Codex website as an effective communication tool between the national Codex Contact Point (CCP) and stakeholders.

In this regard, stockholder participation in the national Codex preparation process is insufficient in Japan. One of the reasons for this could be the lack of information on Codex and the insufficient understanding of the work of Codex among Japanese stakeholders. To overcome these problems, more active and effective utilization of the Japanese Codex webpage should be considered.

In this paper, we show analyses of recent trends of the information on Codex available from national Codex websites from six countries in order to identify the needs to establish a similar Japanese Codex website and possible contents of the site. The six websites of the national CCPs analyzed are regularly updated and utilized for the means of active information interchange between national CCPs and stakeholders, for example, providing basic general information on Codex, including its purpose, structure and meeting schedule, posting Codex working documents open for comment, and the Terms of Reference, key issues under discussion, and delegation reports of the previous sessions. Consequently, stakeholders interested in the paper could submit their comments to the delegate of the country whose contact details are made available on the website. This is one of the examples of active stakeholder participation. By establishing a similar communication system in Japan between the National Codex Contact Point and stakeholders, a more active stakeholder participation in the national codex process could be achieved. The web site could be used to provide information on the issues under discussion in each Committee and summaries of the Codex working documents circulated for the comments and their potential implications in Japan.

Keywords: Codex Alimentarius Commission, food safety, risk analysis, Codex Contact Point (CCP)

はじめに

1962年に世界保健機構（WHO）と国連世界食料農業機構（FAO）によって設立されて以来，Codex委員会（Codex Alimentarius Commission, FAO/WHO合同食品規格計画）は消費者の保護と国際貿易における公正な取引を確保するため，たくさんの国際規格及び関連文書を

作成してきた．WTOのSPS協定（The WTO Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures）が設立後，WTO加盟国は国際規格が設けられている場合には自国の法規に国際規格を採用することを求められ，その国際規格としてCodex規格が指定された¹⁾．これにより，Codex規格の重要性がますます増加している．従って多くのCodex加盟国にとって総会及び部会への積極的な参加が優先課題になっている．また，各国の対処方針（country position；CP）を議論する過程で，幅広いステークホルダー（stakeholder；利害関係のあるすべての者）からのインプットを重視し，ステ

[#]To whom correspondence should be addressed:

Hajime TOYOFUKU; Kamiyoga 1-18-1, Setagaya, Tokyo 158-8501, Japan; Tel: 03-3700-1403; Fax: 03-3700-1483; E-mail: toyofuku@nihs.go.jp

ークホルダーの積極的、効果的な参画が鍵となっている。そのため的手段として、いくつかの国のCodex連絡部署(Codex Contact Points¹; CCP)が独自のCodexに関するwebsiteを設け、効果的に活用している。わが国ではCodexの活動へのステークホルダーの参画は諸外国に比べ十分とはいえない。その一因としてCodexに関する情報及び理解の不足が考えられ、それを改善する一つの方法がwebsiteの有効な活用と考えられる。そこで本研究では各国のCCPが作成したwebsiteの情報について分析し、日本のCodex websiteを作成する際に注視していくべき分野を検討した。

方法

アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、インド及びオランダのCodex websiteを調査し、わが国のCodex独自websiteを作成する上で、有用と考えられる特徴を特定することを試みた。特徴として、1) Websitesの設けられていた位置とCCP、2) Codexに関する一般的な情報、3) Codexの組織に関する説明、4) CCP、5) Codex文書に関するコメント等、6) 国内Codex部会及び7) その他に分けて検討した。6カ国のwebsitesは2006年4～6月にかけて調査した。なお、インドのwebsiteはFAOの国内Codex委員会強化プロジェクトの一環で作成されたものであった。各国のwebsiteのURLは次のとおりであった。

アメリカ²): http://www.fsis.usda.gov/Regulations_&Policies/Codex_Alimentarius/index.asp

カナダ³): http://www.hc-sc.gc.ca/fn-an/intactivit/codex/index_e.html

オーストラリア⁴): <http://www.affa.gov.au/content/output.cfm?ObjectID=A521EE9F-AB34-4BB0-B03143AD22807649>

ニュージーランド⁵): <http://www.nzfsa.govt.nz/policy-law/codex/index.htm>

インド⁶): <http://codexindia.nic.in/index.htm>

オランダ⁷): <http://www.codexalimentarius.nl/>

日本：厚生労働省⁸): <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/codex/codex.html>

農林水産省⁹): http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/codex/codex_top.htm

(社)日本食品衛生協会¹⁰): <http://www.n-shokuei.jp/hyoshi4/koumoku17/mokuji.html>

(社)日本農林規格協会¹¹): <http://www.jasnet.or.jp/codex/index.html>

¹ ローマのCodex事務局との文書及び部会開催案内の收受、コメント送付、連絡、国内Codex活動を調整する部署

結果

1. Codex Contact Point (CCP) とwebsiteの設けられていた位置

1.1 CCPの設置場所

アメリカのCCPはアメリカ農務省食品安全検査局(USDA/FSIS)内、カナダはカナダ保健省(Health Canada)、オーストラリアは農業漁業林業省(Department of Agriculture, Fishery and Forestry)内、ニュージーランドはニュージーランド食品安全庁(New Zealand Food Safety Authority (NZFSA))内に、インドは保健、家庭、厚生省、健康サービス部(the Directorate General Of Health Services, Ministry of Health and Family Welfare (MOH&FW))内に、そしてオランダは農業、自然、食品品質省、食品品質及び動物衛生部(Ministry of Agriculture, Nature and Food Quality, Department of Food Quality and Animal Health)内に置かれている。なお、我が国ではCCPは文部科学省内に置かれている。

1.2 Websiteの位置

オランダとインドはUniform Resource Locator (URL)がCCPの設置された省庁のものとは異なっていたが、(オランダ; <http://www.codexalimentarius.nl/>、インド <http://codexindia.nic.in/>)、他の4国はCCPが設定されている省庁内にCodexに関するwebsiteが設けられていた。

我が国では、CCPが置かれている文部科学省にはCodexに関するwebsiteは存在せず、厚生労働省と農林水産省及び食品に関連する両省の認可団体(社団法人)である日本食品衛生協会及び日本農林食品規格協会(以下「JAS協会」という。)のwebsiteにCodexに関する情報が一部掲載されていた。

2. Codexに関する一般的な情報

我が国を含むいずれの国のwebsiteの冒頭でも、Codex委員会は、1962年に国連食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)によって合同で設立された国際政府間組織であり、その設置目的は国際食品規格の策定を通じて消費者の健康を保護するとともに公正な食品の貿易を確保することで、173カ国が参加し、様々な国際食品規格、衛生規範等の策定をしている旨の紹介はwebsiteの最初に記載されていた。

2.1 Codex規格が議論される手順

オーストラリア、ニュージーランド、インド及びオランダはCodex規格が作成される8ステップについて解説し、さらにインドはCodex手順書(Codex Procedural Manual)へのリンクが設けられていた。我が国では農

林水産省及び(社)日本食品衛生協会のwebsiteに8ステップの解説が記載されていた。

2.2 国内でのCodexに関する手順

ニュージーランド、インド及びオランダはCodex総会及び各部会に臨んでの国のCPが形成される過程について解説していた。またカナダでは同国のCodex活動を司る省庁間委員会(Interdepartmental Committee²)の責務に関する解説から、CP形成過程が読み取れた。我が国ではCP形成過程及びその過程でのステークホルダーの関与を明記した文書は厚生労働、農林水産両省のwebsiteには認められなかった。

2.3 Codex加盟国

アメリカ、ニュージーランド、インド及びオランダがCodexのwebsiteの加盟国一覧のwebsite³へのリンクを設けていた。(社)日本食品衛生協会のwebsiteには加盟国数のみ記載されていた。

2.4 Codexの会議案内

アメリカ、カナダ、ニュージーランド及びオランダがCodexのwebsiteの今後の会議日程のwebsite⁴への直接リンクを設け、インドは独自websiteで今後の開催予定、過去に開催された日程を分けて、Codexのwebsiteへのリンクを設けていたが、オーストラリアは独自のwebsiteを設け、日程一覧表から、独自に設けた各部会の責務、前回の部会における主な論点、次回の日程等を記載した独自websiteへのリンクが設けられていた。農林水産省のwebsiteには日本語で部会の開催日時と場所の一覧表が掲載されていた。

2.5 Codexに関して頻繁に聞かれる質問(Frequently Asked Questions)

オーストラリア及びオランダのwebsiteにはCodexで

² Interdepartmental Committee on the Codex Alimentarius (IDC/Codex)はカナダ保健省(Health Canada)、カナダ食品検査庁(CFIA)、International Trade Canada、Pest Management Regulatory Agency、Agriculture and Agri Food Canada及びIndustry Canadaの上級幹部で構成される委員会で、各部会のカナダの対処方針案を承認し、またCodexにおける重要な問題について、カナダの戦略を議論する場である。議長はカナダ保健省(Health Canada)とカナダ食品検査庁の代表が交代で務め、任期は総会から次の総会まで。副議長はCodex Contact Pointが務める。

³ http://www.codexalimentarius.net/web/members_area.jsp?lang=EN

⁴ http://www.codexalimentarius.net/web/current.jsphhttp://www.codexalimentarius.net/web/members_area.jsp?lang=EN

頻繁に用いられるがCodexの活動に詳しくないステークホルダーには分かりにくい略号の解説及びQ&Aがあり、特にAlnorm(部会の報告書の番号)、Circular Letter(コメントを求める文書で「CL」という。)の解説は役立つと思われる。

2.6 Codex規格とWTOとの関連

インド、ニュージーランド及びオランダのwebsiteにおいて、WTO設立以前のCodex規格は拘束力がない、いわゆる‘Gentlemen’s agreement’であったが、WTOの設立以降、WTO加盟国はSPS協定に基づき、国際規格がある場合には、それに調和することを求められ、また2国間で国際紛争が生じた場合の参照(reference)として、Codex規格が指定されたことから、Codex規格の重要性が増した旨の解説が掲載されていた。我が国では、(社)日本食品衛生協会のwebsite¹⁰)に、WTO協定との関連でCodex規格の重要性が増した理由を次のように解説していた。“我が国の食品規格をコーデックス規格にあわせなくてはならなくなり、食品産業に大きな影響を与えることもあり得ます。常にその動向を注視し、必要に応じてわが国の主張をコーデックス規格に盛り込むことも大切です。”

3. Codexの組織に関する説明

3.1 部会

カナダを除き、Codex規格及び規範等が各部会で検討されており、執行委員会(Executive Committee)及び付随する部会[Subsidiary Committees: 一般問題部会(General Subject Committees; すべての食品に横断的に適用される規格を作成)、個別食品部会(Commodity Committees; 特定の分類の食品のための規格を作成)、地域調整委員会(Coordinating Committee)及び特別部会(Ad hoc Intergovernmental Task Force)]から構成されていることを記載していた。カナダの場合、首席代表団(Head of Delegate; HoD)の一覧、現在コメント募集中の文書が部会毎に記載されていたため、部会の名称はわかるようになっていた。我が国では厚生労働省及び農林水産省のwebsiteに組織図が掲載されていた。

3.2 各部会の責務

カナダを除き、Codex手順書に記載された各部会及び特別部会の責務(Terms of Reference)が掲載されていた。我が国では両省とも記載されていなかった。

3.3 部会毎の次回の開催予定

アメリカ、オーストラリア及びニュージーランドは掲載していたが、他の国々は部会に特化した次回の開催日程は記載されていなかった。我が国では両省とも記載さ

れていなかった。

3.4 各部会が議論をしている主な問題

アメリカ及びオーストラリアは部会毎に現在議論をしている主な問題が紹介されていた。

我が国では農林水産省、JAS協会及び(社)日本食品衛生協会のwebsiteに掲載されていたコーデックス連絡協議会の概要及び資料により、各部会の主な論点及び結論が掲載されていたが、各協議会の概要は開催時ごとに掲載されていたため、どの部会の資料がどの協議会の資料に含まれていたかは分からなかった。

3.5 自国の代表団による各部会の報告書

Codex事務局が作成した報告書ではなく、自国のCPに対し、議事がどのように進んだのかを記載した自国の代表団による各部会の報告書がアメリカ、ニュージーランド及びインドでは掲載されていた。

我が国では農林水産省、JAS協会及び(社)日本食品衛生協会のwebsiteに掲載されていたコーデックス連絡協議会の概要及び資料により、日本代表団の報告書が掲載されていたが、各協議会の概要は開催時ごとに表記されていたため、どの部会の資料がどの協議会の資料に含まれていたかは分からなかった。

3.6 各部会が中心となって作成したCodex規格、規範等のリスト

アメリカ及びオーストラリアのwebsiteには記載されていた。我が国ではいずれのwebsiteにも記載されていなかった。

3.7 各部会の議長国

アメリカ、インド及びオランダのwebsiteには記載されていた。我が国では厚生労働省、農林水産省及び(社)日本食品衛生協会のwebsiteに掲載されていた組織図から議長国はわかるようになっていた。

3.8 各部会のHoDの連絡先

アメリカ、カナダ、インド及びオランダのwebsiteにはHoDの氏名及び連絡先が、ニュージーランドでは2005年の各部会の出席者氏名が掲載されていた。これはステークホルダーがCodex文書及びCPに対するコメント、連絡等を行えるよう記載していたと考えられた。我が国ではコーデックス連絡協議会の部会参加報告資料から、部会参加者の所属及び氏名はわかるようになっていた。

4. CCP

4.1 CCPの役割

CCPの役割については、Codex手順書に記載されているが、アメリカ、ニュージーランド、インド及びオランダのwebsiteに記載されていた。我が国ではいずれのwebsiteにも掲載されていなかった。

4.2 CCPの連絡先

カナダを除き、Codex website内にCCPへの連絡先(電話、電子メールアドレス)が掲載されていたが、カナダではカナダ保健省のwebsite内の連絡先 - 食品及び栄養-国際的な活動の下にCCPへの連絡先が掲載されていた。我が国ではいずれのwebsiteにも掲載されていなかった。

4.3 Codexに関する独自のニュースレターの配信

オーストラリアとオランダは事前に登録したステークホルダーに対し、Codex規格作成の進捗状況、議論されている問題点等を紹介するニュースレターを配信していた。我が国には、このようなシステムは今のところない。

5. Codex文書に関するコメント等

5.1 Codex事務局に送付したコメント

インドでは、Codex文書に対し、インドのCCPが送付した文書によるコメントを部会毎に掲載していた。ニュージーランドでは2005年分はどの文書をいつ、Codex事務局から收受し、いつ関係者に回覧し、ニュージーランドのCCPへのコメント提出期限、Codex事務局への提出期限及びコメントを提出した場合はその日時を記載していた。我が国ではいずれのwebsiteにも記載されていなかった。

5.2 Codex文書に対するコメント募集

アメリカ及びカナダは、部会ごとに現在コメントを公募している文書及びCCPへの提出期限を掲載していた。また、オーストラリアでは事前に登録した者はwebsiteからコメントを送付できるようになっていた。我が国ではいずれのwebsiteにも記載されていなかった。

5.3 Codex部会前の国内会議への案内

アメリカ及びニュージーランドでは各部会前のCPに対する説明会、ニュージーランドでは各部会後の説明会及びカナダでは総会と表示部会前のCPに対する説明会の開催通知を掲載していた。オランダでは開催されることにはなっているが、開催通知は掲載されていなかった。我が国ではコーデックス連絡協議会において、総会及び一部部会に参加する前のCPについても議論するので(ただし一般のステークホルダーは傍聴のみ)、農林水産

省及び厚生労働省の website に掲載されていた同協議会の開催案内が同様のものと考えられる。

5.4 Codex の文書を自動配信してくれるか

アメリカ及びオーストラリアでは部会毎に事前に登録したステークホルダーに対し、Codex 事務局から CCP に対しコメントを求めている文書を CCP が収受と同時に送信するシステムになっており、website から登録することができた。我が国ではこのようなシステムは存在しない。

6. 国内 Codex 部会の責務及び構成

アメリカの Codex 執行委員会 (Steering Committees⁵) 及びカナダの省庁間委員会 (Interdepartmental Committee) の構成、開催頻度及び任務並びにインドの国内 Codex 委員会及び各部会に対応したシャドー部会⁶の構成及び責務が記載されていた。

我が国では農林水産省の website にコーデックス連絡協議会の設置要領及び委員名簿が掲載されていた。

7. その他の特徴

7.1 Codex で問題となっている事項に関する独自に作成された文書

カナダでは、食品のサプリメントとしてのビタミン及びミネラルと Codex 委員会に関する文書が、インドでは複数の部会にまたがり、過去数年間にわたり Codex で議論されている Traceability (原材料等のさかのぼり)、Equivalence (同等性)、HACCP in Small and Less Developed Businesses (小規模施設における HACCP)、Food Safety Objectives (摂取時のハザードの食品安全上の目標値)、Precaution in Risk Analysis (リスク分析における予防措置)、Genetically Modified Foods (遺伝子組換え食品) の6点について論点の概要がまとめられていた。

7.2 その他の情報

7.2.1 ステークホルダー フォーラム(オーストラリア)

オーストラリアの CCP が幅広い聴衆と対面し、政府、業界及び消費者のステークホルダー間の活発な意見交換を行い、議論するメカニズムとして第1回ステークホルダー フォーラム (Stakeholder Forum) を2004年8月開催し、その議事録が掲載されていた。政府からは

2004年7月の Codex 総会の主な結論、国内と国際的な規格の関係、WTO 状況下での Codex の重要性、加工食品業界の理解及び参加を改善するための計画の概要が報告され、またいくつかの業界代表から、Codex プロセスへの参加の背景、オーストラリアの CP 作成過程での政府と業界とのパートナーシップの重要性、業界団体が国際機関を通じて Codex に専門的、技術的なアドバイスを提供することの重要性が報告された。

その後、このフォーラムは毎年開催され、議事録は公開されていた。

7.2.2 Codex の部会活動の概要 (オーストラリア)

部会毎、現在の議題毎に、現在の状況、オーストラリア代表団の関与、他の部会との関連性を表にまとめた一覧表を掲載していた。

7.2.3 Lifting the Lid on World Food “Standards” - What the Australian food industry needs to know about Codex” (オーストラリアの食品業界が Codex について知る必要があること)

これはオーストラリアの食品業界にとって Codex がいかに重要であるか、Codex オーストラリアを通じて Codex 規格の作成に業界がどのように貢献できるか、オーストラリアの CP 作成にあたり業界の専門知識をどのように活用できるか、どのように結果を政府からフィードバックしてもらえるか、及び Codex 規格等の作成過程をわかりやすく紹介した小冊子であり、Codex オーストラリアの website から入手できる。

7.2.4 作業部会の活動の概要(ニュージーランド,2005)

ニュージーランドが参画している作業グループ (Working Group⁷; WG) の課題、鍵となる問題点、今後の予定、WG 会合の形態 (実際に集まるのか、電子メールによるものか)、WG に参加している国、現在までの成果、目標としている完了日) がリストになっており、ニュージーランドが約40のWGに参加していることがわかる。

7.2.5 Codex 訓練マニュアル

インドの website には FAO プロジェクト “国内 Codex 委員会の強化 (Strengthening the National Codex Committee - TCP/IND/0067(A))” により作成されたマ

⁵ USDA, HHS, EPA, USTR の高級官僚によって組織され、Codex に関する政策上の方針を決定する会議

⁶ Codex の各部会で議論している技術的な事項を検討するため、各部会に対応して、国内 Codex 委員会の下部組織として組織されたもの。

⁷ Codex の各部会で、規格案の草案作成作業は提案国を中心に行われるが、その際、関心がある国々が協力して草案作成作業を促進するため、電子メールまたは物理的な作業部会を開催して作業を行うことがある。

⁸ <http://codexindia.nic.in/Training%20Manual.pdf>

ニュアル⁸へのリンクがある。この教材は政府機関、学会、産業界、消費者等すべての関係者を対象にしたもので、国際的な食品基準の作成の枠組み、協議の過程における透明性の確保及びCodex規格等の特定の食品分野への適応等をカバーしていた。

7.2.6 自国がホスト国を務めている部会に関する事項

我が国では厚生労働省のwebsiteに、我が国がホスト国を務めているCodexバイオテクノロジー応用食品特別部会の説明、目的、作業期間及び委任事項、1999-2003年に作成されたCodex文書（英文及び和訳）、過去及び今後の開催案内及び報告、並びにバイオテクノロジー応用食品特別部会に関連するFAO/WHO合同専門家会合の説明及び報告書（英文及び和訳）が掲載されていた。

オランダではホスト国を務めている2つの部会（食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）、残留農薬部会（CCPR））の担当省庁、オランダ以外の途上国での過去の開催記録、及び部会の写真つきルポルタージュ（5回分）が紹介されていた。

カナダではホストをしている表示部会（CCFL）に対するステークホルダーの関心は強いので、総会とCCFLの直前だけ、ステークホルダーとの公開会議が開催されるが、website上では特に他の部会との情報量の差は認められなかった。アメリカではホストをしている3部会（食品衛生部会（CCFH）、残留動物用医薬品部会（CCRVDF）及び加工果実・野菜部会（CCPFV））の議長の氏名及び連絡先が掲載されていた。ニュージーランドとオーストラリアでは他の部会とホストをしている部会との間に情報量の差は認められなかった。

考察

今回調査した6カ国は、ステークホルダーにCodexに対する理解を深めてもらい、各国のCP作成過程において積極的な参画及び関与を願い、懸命な努力をしていると考えられた。Table.1に各国のwebsiteの対比表を示した。各国は少しでも興味を持ったステークホルダーが、どの部会のどの議題がどの団体/個人にとって、なぜ大事なのかを分かりやすく、容易に理解できるようにwebsiteを活用していた。またアメリカ、カナダ及びオーストラリアは一歩進んで、ステークホルダーは関心のあるCodex文書に対してコメントを送りやすいようにwebsiteにより支援していた。この背景にはCodexの動向が自国の食品安全上の行政施策と深く結びついているとの認識があり、そうした中でCCPのwebsiteは行政とステークホルダーとの情報提供・情報交換の有用な手段ともなっていると考えられ、これらから学べるものは大きいと言える。

ステークホルダーの関与を促進する方策として、ロー

マのCodex事務局から送付されたCodexの作業文書を受信後、すみやかにwebsiteに掲載し、同時に事前に部会毎に興味があるとして登録したステークホルダーに対し、当該作業文書をメールで送付し、またCPを作成する前あるいは部会終了後に公開討論会を開催する案内をwebsiteに掲載する等を行っていた。

我が国は食品輸出国ではないが、Codex規格がSPS協定で食品の国際規格とされている以上、Codex規格を無視できず、国内法規などにも影響を与えるので、可能な限りCodex規格策定段階から政府、業界、消費者及び学会等すべてのステークホルダーが参加した、日本のCP作成が望ましい。

我が国において積極的なCodex活動へのステークホルダーの参画を進めるための一歩として、日本のCCPがCodexに関する日本語websiteを作成し、食品製造者、消費者、研究者等食品に携わっている多くのステークホルダーに、Codexとは何か、Codex規格とは何か、その作成過程、実質的な審議が行われる各部会の役割と主な議題を理解してもらうことが必要であろう。Codexの公式websiteから英文でこういった情報は当然入手できるが、英語及びCodexに関する知識が十分ないと必要な情報を見つけるのは難しい。残念ながら、これらの情報が我が国のwebsiteには欠けていた。Codexの活動は、非常に多岐にわたり、すべてを把握するには、到底無理である。そこで、ステークホルダーにどの部会の活動が最も興味深いか、または自分の営業活動への影響が考えられるか、最も有益な情報を提供できるかを判断した上で、フォローアップする部会を決めてもらい、当該部会の過去の検討経緯を把握し、その上でCP作成前にコメント等を提出してもらったのが最も効果的と考える。

このための組織は、他国のCCPの人員数と比較すれば、厚生労働省、農林水産省とも大幅に人員が不足しているとは言えないので、現状の人員でも対応可能と思われる。

Websiteの役割としては、部会の種類ごとに責務（Terms of References）、過去の報告書のリンクをCodex公式websiteに張るだけでは不十分であり、部会の責務、過去及び現在各部会で議論されている内容について日本語での解説が必要と考える。また、部会毎に興味を示した者で構成されるメーリングリストを作成し、Codex事務局から送信された文書に簡単な日本語解説及び日本に影響を与える点を添付して即時配布し、さらにそれに対するコメント募集を行ったり、オーストラリアのようにwebsiteからコメントを送信できる仕組みも便利かもしれない。また、定期的にCodexの活動に関するNews letterを発行し、メーリングリストの登録者に配布することも効果的と考えられる。

日本政府の現在の対応状況を分析すると、厚生労働、

Table.1 . Comparison of the contents of the Codex websites in the six countries

	アメリカ	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	インド	オランダ
websitesの位置	農務省食品安全検査局	カナダ保健省	農業漁業林業省	ニュージーランド食品安全庁	Codexインド	農業, 自然, 食品品質省
Codexに関する一般的な情報	あり	あり	あり	あり	あり	あり
Codex規格が議論される手順	なし	なし	Q&A内にあり	独自	独自	あり
国内でのCodexに関する手順	なし	The Interdepartmental Committee on the Codex Alimentarius (IDC/Codex) の責務から読み取れる	なし	あり	あり	あり
Codex加盟国	リンク ¹	加盟国数のみ	なし	リンク	簡単な解説及びリンク	リンク
Codexの会議案内	リンク	リンク	独自	リンク	リンク	あり
Codexに関するQ & A	なし	なし	あり	なし	なし	あり
Codex規格とWTO	なし	なし	なし	あり	あり	あり
Codexの組織に関する説明	あり	間接的にあり ²	あり	あり	あり	あり
各部会の責務	あり	なし	あり	あり	あり	あり
部会毎の次回の開催予定	あり	リンク	あり	あり	なし	リンク
各部会が議論をしている主な問題	簡単な解説あり	なし	簡単な解説あり	なし	部会ごとにはなし	なし
自国の代表団よる部会の報告書	あり	なし, 公式報告書を自サーバー内に置き, 直接リンクしている	なし, 公式報告書のサマリーは自サーバー内に置き, 報告書全文は公式websiteへリンクしている	あり	あり	なし
部会が中心となって作成した文書リスト	あり	なし	あり	なし	なし	なし
部会の議長国	記載あり	なし	なし	なし	あり	あり
自国の首席代表団の連絡先	あり	あり	なし	参加者のみ	あり	あり
CCPの役割	あり	なし	なし	あり ³	あり	あり
CCPの連絡先	あり	あり	あり	あり	あり	あり
Codex事務局に送付したコメント	なし	なし	なし	なし ⁴	あり	なし
Codex文書に対するコメント募集	あり	あり	登録ユーザーはコメントをwebsiteから送信できる	なし	なし	なし
Codex部会前の国内会議への案内	あり	あり	なし	あり	なし	開催することは記載されているが, 案内はなし
Codexの文書を自動配信してくれるか	部会ごとに登録することにより可	なし	あり	なし	なし	Web上はない
独自ニュースレターの配信	Webの更新はメールで連絡	なし	あり	なし	なし	あり
国内Codex部会の責務	U.S. Codex Steering Committeesあり	INTERDEPARTMENTAL COMMITTEE ON THE CODEX ALIMENTARIUS (IDC/CODEX)	国内部会が存在しない	国内部会が存在しない	国内Codex部会及びShadow(影の)部会あり	なし
国内Codex部会の構成	あり	あり	国内部会が存在しない	国内部会が存在しない	国内Codex部会及びShadow(影の)部会あり	なし
Codexで問題となっている事項に関する独自に作成した文書	なし	食品のサプリメントとしてのビタミン及びミネラルとCodex委員会	なし	なし	* Traceability * Equivalence * HACCP in SLDBS * FSO * Precaution in risk analysis * GM food	あり

¹ Codex公式websiteへのリンク² 各部会の代表団長の連絡先一覧、現在コメント募集中の文書が部会毎に記載されているため、部会の名称はわかる。³ NZ国内のCodexプロセスの中から読み取れる⁴ 2005年分はどの文書をいつ、Codex事務局から收受し、いつ関係者に回覧し、ニュージーランドのCCPへのコメント提出期限、Codex事務局への提出期限及びコメントを提出した場合はその日時を記載していた

農林水産省及び(社)日本食品衛生協会、JAS協会のwebsiteには、最低限の情報が提供されているが、各部会の議論の歴史的経緯及び適時な最新情報の提供という観点では、改善の余地があると考えられる。今後の改善案としては、基本的には食品安全委員会の行っているような積極的な情報公開、公開の意見募集、頻繁な公開説明会が望ましい姿といえる。それに加え、websiteを効果的に活用したステークホルダーの裾野を広げる活動を行うべきであると考えられる。また、これとあわせ、適切なステークホルダーに対し、FAO/WHOのCodexに関するトレーニングマニュアル”Enhancing participating Codex activities”¹²⁾の和訳版をwebsiteに掲載し、websiteによるCodexについてのトレーニングを行うことも必要であろう。トレーニングが行われなければ、積極的に情報公開を行っても、わが国のCPの決定に際して効果的な意見は得られないと思われる。透明性があり、公開されたコミュニケーションは大事であるが、的確なインプットをしてくれるステークホルダーを見つけることも併せて重要であると考えられた。

参 考 文 献

- 1) The WTO Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures (SPS Agreement): (URL:http://www.wto.org/English/tratop_e/sps_e/spsagr_e.htm, May 2006)
- 2) USDA/FSIS, US Codex office: (URL:http://www.fsis.usda.gov/Regulations_&_Policies/Codex_Alimentarius/index.asp, May 2006)
- 3) Health Canada, Codex Canada: (URL:http://www.hc-sc.gc.ca/fn-an/intactivit/codex/index_e.html, May 2006)
- 4) Australian Government, Department of Agriculture, Fisheries and Forestry, Codex Australia: (URL:<http://www.affa.gov.au/content/output.cfm?ObjectID=A521EE9F-AB34-4BB0-B03143AD22807649>, May 2006)
- 5) New Zealand Food Safety Authority, Codex New Zealand: (URL:<http://www.nzfsa.govt.nz/policy-law/codex/index.htm>, May 2006)
- 6) Codex India: (URL : <http://codexindia.nic.in/index.htm>, May 2006)
- 7) Ministerie van Landbouw, Natuur en Voedselkwaliteit (the Netherlands), Codex: (URL: <http://www.codexalimentarius.nl/>, May 2006)
- 8) 厚生労働省: (URL:<http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/codex/codex.html>, May 2006)
- 9) Codex 食品規格, 農林水産省: (URL: http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/codex/codex_top.htm, May 2006)
- 10) (社)日本食品衛生協会: <http://www.n-shokuei.jp/hyoshi4/koumoku17/mokuji.html>
- 11) (社)日本農林規格協会: <http://www.jasnet.or.jp/codex/index.html>
- 12) FAO/WHO: Enhancing participation in Codex activities (URL: http://www.fao.org/documents/show_cdr.asp?url_file=/docrep/008/y5884e/y5884e00.htm, May 2006)